

相談しませんか その悩み



「病気になって、しばらく働けない」「貯金が底をつきそうだ」「子どもがひきこもっていて、将来が心配だ」などの悩みを1人で抱えていますか。そんな悩みに応じる生活困窮者自立支援センターを紹介します。

支援の流れ

1 相談

市役所本庁舎1階にある生活困窮者自立支援センターで相談に応じます。電話も可。窓口に来られない場合は相談支援員が訪問することもできます。内容によっては専門機関へつなぎます。

2 支援計画を作成

継続した支援が必要な場合は、相談者の意向を尊重し、必要な関係機関と連携して課題解決のための支援計画を作成します。

3 継続した支援

関係機関と連携して、就労や生活の見直しなど相談者の自立を継続して支援します。

生活困窮と生活保護

生活困窮とは、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある状態です。近年は、非正規職員の増加や低収入などが原因で、仕事をする世代の困窮が広がっています。

生活困窮の状態では、経済的な課題に限らず、心身の課題、家庭の課題などを複合的に抱えていることが多いため、なるべく早い段階で相談することが重要となります。

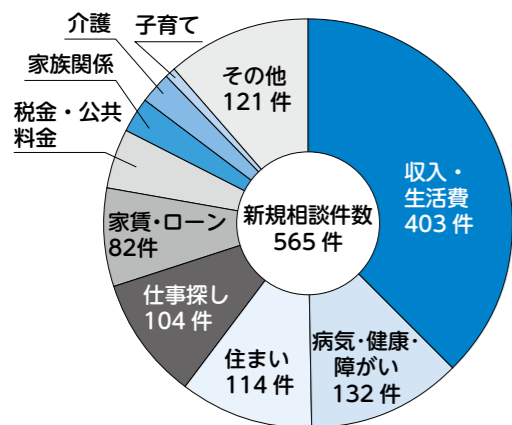
最低限度の生活を保障する制度としては「生活保護」制度があります。受給には、収入や資産について一定の基準があります。必要と思われる人には、生活保護の申請を勧めています。

生活困窮者支援に協力を

公園や河川敷などを中心にホームレスの人の巡回相談を行っています。近くで見かけたら、連絡してください。

また、就労体験の受け入れに協力できる事業者も募集しています。

生活困窮者自立支援センターに 寄せられた新規相談内容(平成28年度)



※相談内容は重複するため、相談内容件数の合計は新規相談件数より多くなります。

困っていたら、まずは相談を



生活困窮者自立支援センター
主幹 前田

当センターには昨年度565件の新たな相談が寄せられました。相談内容は多岐に渡りますが、収入・生活費に関する相談が大半を占め、併せて住まい・健康・就労などの悩みを抱えています。私たちは、長期間引きこもっていた20歳代の人に就労訓練を紹介して老人介護施設での就労につなげたり、多重債務で苦しんでいる自営業の夫婦に債務整理を勧め、新しい一歩を踏み出すお手伝いをしたりして、相談者の自立支援を行っています。早期に課題解決に取り組むことで、相談者の負担を和らげることができる場合もあります。誰に相談したらいいのかわからず一人で抱え込んでいる場合は、私たちに相談してください。

- **就労を支援**
就労支援員が希望の仕事に就けるよう、一緒に考えます。面接の受け方や雇用保険の手続きなどについても助言します。また、企業などで行っている就労体験も紹介します。
- **就労準備を支援**
コミュニケーション力の不足や長期離職などで社会参加に不安がある人を対象に生活習慣の改善などを支援します。
- **家賃を支援**
住居を失うおそれのある人などが就職活動を安心して行えるよう、3カ月までの家賃相当額を貸主に代理で支払います。上限あり。
- **宿泊場所を支援**
住居を失った人に、一時的に宿泊場所や食事を提供します。
- **子どもの学習を支援**
生活困窮者の子ども(中学生)を対象に市内2カ所で学習支援教室を開いています。

主な支援内容

生活困窮に関する相談の窓口です。無料で就労や生活の支援、ハローワークや保健所などの専門機関への取り次ぎなどを行います。

生活困窮者自立支援センター

市役所低層棟1階114番窓口
☎6384・1350 ☎6368・7348